

従業員紹介制度規程（内規）

【全文】

第 1 条 この規定は従業員紹介制度の取扱いについて定める。

【目的】

第 2 条 従業員紹介制度は優良従業員の採用および長期安定雇用を計ることで技術の伝承を確実にすることを目的として実施する。

【定義】

第 3 条 この規程において、「従業員紹介制度」とは、会社が必要とする優良従業員を在籍社員が紹介した場合に謝礼を付与し、謝意を表す制度をいう。

【適用条件】

第 4 条 在籍社員より優良従業員の紹介があった時は書類選考後、面接を実施する。
（2）面接の結果、お互いが納得したことを確認できた場合、採用を決定する。

第 5 条 面接者は男女を問わず、原則年齢 50 歳までとする。
但し、経験豊富者または必要人材であればこれの限りでない。

【謝礼の扱い】

第 6 条 採用が決定した場合、紹介社員および採用者に対し下記の要件で謝礼を付与する。原則として支払日に紹介社員が在籍していることとする。

（2）	紹介社員	採用者
紹介時（紹介時から直近の給与日）	1 万円	1 万円
採用 6 か月後	別紙単価表	5 万円

【有効期間】

第 7 条 本規程の有効期間は、発布年度の 3 年間とする。
但し、必要と認められたときは従業員代表の意見を聴いて延長する。

【変更】

第 8 条 この規程は必要に応じ変更できる。

附 則

1. この規程は、平成 31 年 3 月 5 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。
3. この規程は、令和 34 年 3 月 1 日から改正実施する。

社員紹介制度 単価表 (案)

			1級建築士 1級建築施工管理	1級土木施工管理 1級建設機械	2級建築施工管理	2級土木施工管理 2級建設機械 登録基幹技能者	車両系 小型移動式クレーン など	施工管理 監督1.2 職長1.1 無理1.0	自動車免許 大型1.2 普通1.0 免許なし0.9	(オンリーワンの資格) 宅地建物取引主任者 コネの得意先がある 国土交通省の実績 など	決定単価
所有資格	施工管理の可否	加算点	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2~0.9	1.5~1.1	
1級の土木・建築の資格	現場ができる	50,000	1.5	1.4	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	126,000
1級の建築の資格	現場ができる	50,000	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	90,000
1級の土木の資格	現場ができる	50,000	1.0	1.4	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	84,000
2級の建築の資格	現場ができる	50,000	1.0	1.0	1.3	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	78,000
2級の土木の資格	現場ができる	50,000	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.2	1.0	1.0	72,000
1級の土木・建築の資格	資格を持っているだけ	50,000	1.5	1.4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	105,000
1級の建築の資格	資格を持っているだけ	50,000	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	75,000
1級の土木の資格	資格を持っているだけ	50,000	1.0	1.4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	70,000
2級の建築の資格	資格を持っているだけ	50,000	1.0	1.0	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	65,000
2級の土木の資格	資格を持っているだけ	50,000	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	60,000
職長クラスの作業員	資格を持っているだけ	50,000	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	60,500
普通作業員	資格を持っているだけ	50,000	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	50,000

※宅地建物取引主任者:1.2